

新 旧 対 照 表

(赤字・傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">届出保育施設等に対する指導監督要綱</p> <p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(事業の停止命令及び施設の閉鎖命令)</p> <p>第14条 1～3 (略)</p> <p>4 第1項又は前項の規定による事業停止命令又は施設閉鎖命令は、様式第15号により通知するものとする。</p> <p><u>5 知事は、事業停止命令又は施設閉鎖命令を行うために必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対し、当該届出保育施設等の設置者に関する情報その他の参考となるべき情報の提供を求めすることができる。</u></p> <p><u>6 知事は、事業停止命令又は施設閉鎖命令を行った場合は、その名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等について公表するものとする。</u></p> <p>(入所児童に対する措置等)</p> <p>第15条 知事は、前条の事業停止命令又は施設閉鎖命令を行おうとする場合は、必要に応じて当該届出保育施設等の所在地の市町村長と協力して、事前に又は事後速やかに、児童相談所、近隣市町村、近隣児童福祉施設等の関係機関との間で、当該届出保育施設等が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入先の確保等について調整を図るものとする。</p> <p>第16条～第21条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">届出保育施設等に対する指導監督要綱</p> <p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(事業の停止及び施設の閉鎖命令)</p> <p>第14条 1～3 (略)</p> <p>4 第1項又は前項の規定による事業停止又は施設閉鎖命令は、様式第15号により通知するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>5 知事は、事業停止又は施設閉鎖命令を行った場合は、その名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等について公表することができる。</u></p> <p>(入所児童に対する措置等)</p> <p>第15条 知事は、前条の事業停止又は施設閉鎖命令を行おうとする場合は、必要に応じて当該届出保育施設等の所在地の市町村長と協力して、事前に又は事後速やかに、児童相談所、近隣市町村、近隣児童福祉施設等の関係機関との間で、当該届出保育施設等が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入先の確保等について調整を図るものとする。</p> <p>第16条～第21条 (略)</p>